

東京都多重債務問題対策協議会相談部会

第25回議事録

令和4年7月7日（木）

東京都消費生活総合センター 17階教室 I・II

午前10時00分開会

○赤羽部会長 それでは、皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから東京都多重債務問題対策協議会第25回相談部会を開催させていただきます。

本日は、皆様、お暑い中、御参集くださいます、どうもありがとうございます。

私は、東京都消費生活総合センター所長の赤羽でございます。東京都多重債務問題対策協議会の設置要綱第4に基づきまして、相談部会長として本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の相談部会は、11時30分を終了の目途としておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、東京都では現在ペーパーレスに取り組んでおまして、本部会もタブレットを用いて行わせていただきますので、御協力をお願いいたします。資料につきましては、この会議終了後、改めて皆様にメールでお送りしたいと思っておりますので、御了承ください。

本部会は、協議会設置要綱第9に基づきまして公開とさせていただきます。議事録も、発言者の氏名入りで東京都のホームページに掲載させていただきますので、御了承いただければと思います。

まず、委員の御紹介ですけれども、今年度の初回となりますので、恐れ入りますけれども、宮村委員から長谷部委員まで、座席の順番に所属等、自己紹介をお願いしたいと思います。マイクは事務局にて感染対策予防をしたものをお渡しいたしますので、お渡しいたしましたマイクを御利用いただければと思います。

それでは、東京弁護士会の宮村委員、よろしくお願いいたします。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村と申します。よろしくお願いいたします。

○赤羽部会長 第一東京弁護士会、釜谷委員、よろしくお願いいたします。

○釜谷委員 第一東京弁護士会の弁護士の釜谷です。よろしくお願いいたします。

○赤羽部会長 東京司法書士会、安藤委員、よろしくお願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○赤羽部会長 日本司法支援センター、亀井委員、よろしくお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしくお願いいたします。

○赤羽部会長 日本クレジットカウンセリング協会、杉山委員、よろしくお願いいたします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会専務理事を務めております杉山と申します。よろしくお願いいたします。

○赤羽部会長 八王子市消費生活センター所長の橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 皆さん、おはようございます。八王子市消費生活センターの所長をしております橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤羽部会長 続きまして、瑞穂町都市整備部産業課長の長谷部委員、お願いいたします。

○長谷部委員 瑞穂町の長谷部と申します。

ちょっと私のほうで申し上げてなかったかもしれないのですが、部署名が変わりまして、瑞穂町協働推進部産業経済課になりましたので、よろしくお願いいたします。

○赤羽部会長 ありがとうございます。それでは、資料等を修正してホームページに掲載させていただきます。ありがとうございます。

なお、本日は第二東京弁護士会の寺谷委員、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の海老名委員、足立区の吉尾委員から御欠席の連絡をいただいております。

続きまして、オブザーバーとして御参加いただいております3人の方にも、恐縮ですが、自己紹介をお願いいたします。

足立区の消費センター所長の町田様、よろしくお願ひします。

○町田オブザーバー 足立区産業経済部産業政策課長の吉尾の代理で参りました、消費者センター所長の町田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○赤羽部会長 日本貸金業協会、森様、お願いいたします。

○森オブザーバー おはようございます。日本貸金業協会の森と申します。よろしくお願ひします。

○赤羽部会長 財務省関東財務局、池田様、お願いいたします。

○池田オブザーバー おはようございます。東京財務事務所理財第四課の池田と申します。よろしくお願ひいたします。

○赤羽部会長 続きまして、東京都側の出席者の紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、篠田委員から座席順に自己紹介をお願いいたしますが、本日は、福祉保健局生活福祉部地域福祉課の八木委員、東京都消費生活総合センター相談課長の千葉委員は所用により御欠席とさせていただきます。

それでは、産業労働局の篠田委員、お願いいたします。

○篠田委員 東京都産業労働局貸金業対策課長の篠田でございます。よろしくお願ひします。

○赤羽部会長 続きまして、生活文化スポーツ局、伊予委員、お願いいたします。

○伊予委員 東京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長の伊予と申します。よろしくお願ひいたします。

○赤羽部会長 また、本日は福祉保健局と生活文化スポーツ局からオブザーバー参加がございまして、自己紹介をお願ひいたします。

福祉保健局の向山課長、お願ひいたします。

○向山オブザーバー 福祉保健局で自殺対策を担当しております向山と申します。よろしくお願ひいたします。

○赤羽部会長 続きまして、生活文化スポーツ局、高村課長でございます。

○高村オブザーバー 生活文化スポーツ局消費生活総合センター専門課長の高村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○赤羽部会長 それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から説明させていただきます。

○高村オブザーバー 本日の配付資料につきまして確認をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております紙であります次第に基づきまして、タブレットのほうを御覧いただければと思います。タブレットのほうに資料が13入っております、1、2が座席表と次第になってございます。3のところから、資料1～11の資料が入っております。確認いただければと思います。

資料についての不備やタブレットの操作について不具合や不明点がございましたら、お近くの職員までお声かけをお願ひいたします。

○赤羽部会長 それでは、もし途中でも不具合等がありましたら、どうぞ御遠慮なくお声かけいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項（1）多重債務相談の状況について、また、令和3年度第2回「多重債務110番」の実施結果について、当センターの消費生活専門課長の高村から御説明させていただきます。

○高村オブザーバー それでは、まず資料1を開けていただければと存じます。

資料1は多重債務に関する相談状況でございまして、東京都消費生活総合センターが昨年度受け付けた多重債務に係る相談の状況をまとめたものとなっております。

最初にあります図-1を御覧いただきますと、平成22年度をピークにそのまま順次件数としては減少傾向にあったものでございますけれども、令和3年度につきましては、前

年度比13%増、50件ほど増加しているという状況でございました。

月別にその下にあります表で見させていただきますと、11月、1月、3月に相談が多く寄せられているという状況でございました。特に3月は多重債務相談があったということもあるのかもしれませんが、前年よりも1.5倍ほどの数字が入っております。

表-1を御覧いただきますと、昨年と若干違っているかなと思われる傾向としては、給与生活者からの相談が増加傾向にあるところが見受けられます。

表-2を見ていただきますと、実は20歳代の方からの相談が前年比で50件ほど伸びておりまして、これが何となく全体の数字の50件に当たるかなと考えております。

相談内容を調べてみましたところ、20歳代からの相談の多くはカードのキャッシングとフリーローンというのが理由として多くございました。生活費のためというものも多かったのですが、一方で、投資や情報商材などを買うために、いわゆる契約をするために借金をしたとか、カード払いをして、50万、100万といったお金を払ってしまったことにより借金が増えてしまったという相談が多かったように見受けられました。

逆に、60歳代以上の方々の相談が少し減少しているというのが特徴でございます。

続きまして、資料2を開けていただければと存じます。東京モデルの実施状況についてまとめたものとなっております。東京モデルは、東京都が今来ていただいております皆様方と連携をして、なるべく相談者に寄り添って、その状況に応じた解決を目指すというような仕組みになってございますが、昨年度、やはり相談件数が増えたというところもあるのかもしれませんが、令和2年度に100件ぐらだったものが128件と増加しております。増加している中で、昨年と比べましても100万から300万くらいの相談件数が伸びているように見受けられました。

年代別ですが、東京モデルにつないだものとしましては、全体として40代、50代のところが少し伸びている傾向でございました。前年比にしていけないので申し訳ないのですが、40代、50代が数字としても大きいのですけれども、前年比としても少し多めになっているという状況でございます。

また、職業ですけれども、先ほど資料1のほうにもありましており、給与生活者が少し伸びているというお話をさせていただきましたが、東京モデルにつないだものにつきましても、給与生活者が全体の71.1%で、昨年が56%ぐらだったので、やはり給与生活者からの相談が多く、東京モデルのほうにつないだものもこれが多かったかなと感じております。

2 ページ目に入っておりますけれども、つなぎ先というのが、表を見ていただければと思います。債務整理の報告等、いろいろとお手数をかけておりますが、つなげていただいております。

続きまして、資料3は、昨年度の3月に行いました特別相談「多重債務110番」の実施結果でございます。

実施結果といたしましては、3月7日の月曜日、8日の火曜日の2日間実施したことに伴いまして、計120件の相談を受け付けたということになってございます。都受付分が40件でございます。その詳細につきましては3ページ目からまとめております。

実際に入った相談としましては、2ページ目になりますけれども、主なものとして3件ほど載せさせていただいております。内容ですが、この4月から成年年齢引下げということがございましたので、ちょっとそれを意識しまして、若年層の方の相談を多めにこちらのほうに掲載させていただいております。

1つ目が、上京してきた方がSNSで知り合った人に勧められていろいろと契約をして、1000万円ぐらいの残債があるというような、大きな借金をしている20歳代女性からの相談でございました。これにつきましても、弁護士等に引き継がせていただきまして、自己破産を勧め、借金の整理をさせるという方法を取ったものでございます。

また、令和3年度に多かった相談としましては、やはりコロナ禍で生活が苦しくなって借金が増えてしまったというものでございまして、これで借金を繰り返して返済がさらに困難になってしまったというものでございます。これも弁護士さんにつなげていただきまして、自己破産と任意の債務整理について説明を受けて、本人はお勤めをされている方で、自己破産にすごく抵抗があったということで、任意整理の方向で話を進めたというものでございます。

3つ目が、通常多かったものでございますけれども、ギャンブルで多重債務になって、ヤミ金まで利用してしまったというものでございます。これは自己破産を勧めたのですが、本人は当初、任意整理を希望するというものでございましたけれども、ちょっと考えるということで先に延ばしているものでございます。ただ、ギャンブルの依存の傾向がございましたので、こちらの専門窓口を案内したものでございます。

3ページ以降は、東京都で受け付けた相談についての傾向でございまして、これは皆様御覧いただければと思いますけれども、4ページ目でございますが、借入先が銀行と信販会社が55%を占めているというところでございます。

あと、⑤借入れの理由でございますけれども、こちらは低収入と収入源が主な理由として多く挙がっておりました。これが特徴であったと思います。

足早でございますが、以上でございます。

○赤羽部会長 ありがとうございます。

ただいま、令和3年度の多重債務に関する相談の状況とか、「多重債務110番」の実施結果について御説明をいたしました。

ただいまの御説明に関しまして、何か御意見とか御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、また何かお気づきの点がありましたら、後ほどでも御発言をいただければと思います。

続きまして、次第の2の協議事項に移らせていただきます。こちらは、令和4年度、今年度の「多重債務110番」の実施についてでございます。

それでは、高村課長からお願いいたします。

○高村オブザーバー それでは、資料4「令和4年度『多重債務110番』実施要領(案)」につきまして説明をさせていただきます。

この実施要領につきましては、改めて定めているものでございます。皆様、もう御存じかと思いますが、説明をいたします。

まず、1番の趣旨でございます。多重債務を抱える都民が専門家と直接相談できる機会を様々な形で提供するとともに、多重債務問題は相談することで解決するということを広く都民に浸透させることを目的としております。

東京都と都内の区市町村が、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター(法テラス)と共催で、多重債務協議会参加団体の協力を得ながら、「多重債務110番」という名目で一斉に実施するものでございます。

実施期間でございますが、例年と同じように、9月と3月の2回開催したいと考えております。今年度につきましては、案でございますけれども、令和4年9月5日月曜日、6日火曜日の2日間と、令和5年3月6日月曜日と7日火曜日の2日間で実施したいと考えているところでございます。

実施方法でございますけれども、東京都消費生活総合センターと都内消費生活センターにおいて、電話もしくは来所による多重債務相談を相談員が受け付けるという形を取らせていただきます。

東京モデル、または地域独自の取組を活用して、弁護士会、司法書士会、法テラス、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、または東京都生活再生相談窓口に確実に
つないでいくことを実施したいと思っております。

法律の専門家を配置するセンターにおいては、相談者の状況に応じて専門家に引き継ぐ。
また、消費生活相談員が対応して、相談者が抱える問題を解決していくということで実施
していきたいと思えます。

広報につきましては、東京都の広報東京都、東京くらしWEB、Twitter、都庁
記者クラブへの報道発表、それと併せましてポスター・チラシ等を作成しておりますので、
それを配布することで実施したいと思っております。また、区市町村と参加協力団体の各
広報紙等において、これを広報していただければと考えております。

主催でございますが、東京都、都内区市町村、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二
東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）が主催となつて行
うものいたします。

協力団体としまして、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・
生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東
京都生活再生相談窓口としております。

また、多重債務協議会の発足の理由の一つが、借金を苦に自殺される方がとても多く、
その対策といった意味がございましたので、7番といたしまして自殺防止対策との連携と
いうことで、本件特別相談を自殺防止キャンペーンと連携し、時期を合わせて実施するこ
ととしております。

以上、実施要領の案でございます。よろしくお願ひいたします。

○赤羽部会長 ありがとうございます。

ただいま、今年度の特別相談「多重債務110番」の実施内容につきまして御説明させ
ていただいたとおりですけれども、まず日程などを確定させていきたいと思えます。

こちらの「多重債務110番」につきましては、各区市町の皆様と連携してやっております
ので、ポスターの掲示とか広報活動を予定しております、十分な周知期間、準備期
間を確保するためなるべく早く日程を確定してほしいという御意見等がございます。そ
ういったことで、区市町の皆様の広報紙の紙面確保とか、いろいろな年間のスケジュール
を計画的に立てるといふところがありますので、昨年度同様に、第2回の特別相談の日程
につきましても併せて御相談させていただきたいと思っております。

今、説明がありましたように、特別相談「多重債務110番」は、例年、第1回を9月の第1月曜日と火曜日、第2回を3月の第1月曜日と火曜日に開催しております。令和3年度はオリンピックがございましたので、日程を9月下旬に変更して実施しておりますけれども、今年度につきましては例年どおり、第1回を9月の第1の月・火、具体的には9月5日と6日、第2回を3月の第1の月・火で、3月6日と7日に実施したいと思っております。この開催日につきまして、それぞれ御事情等、また何か御提案等がありましたら、御意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

実施してみて、やりにくかったとか、こっちのほうが効果があるのではないかとか、いろいろあるかなと思うのですけれども、今年度この日程でやってみて、来年度につきましても何かお気づきの点がありましたら、また私どものほうにも御意見を寄せていただければと思います。

特に御意見がないようでしたら、令和4年度の「多重債務110番」の広報について、今概要は御説明させていただきましたが、具体的にまた御説明させていただきたいと思っております。

では、事務局からお願いいたします。

○高村オブザーバー それでは、資料6を御覧ください。令和4年度第1回「多重債務110番」の関係広報予定についてまとめたものでございます。

東京都におきましては、報道発表を8月2日火曜日に実施する予定でございます。これに合わせまして、東京くらしWEBにおきまして多重債務相談に関する告知を同日に行う予定となっております。

また、東京くらしWEBに属しておりますTwitter、Facebook等でも、この8月2日をはじめ、実際に110番を始める前に、少しずつ告知のような形でSNSの活用をさせていただきたいと考えております。

4番でございますが、東京都提供の「東京サイト」、テレビ朝日系のテレビになりますけれども、こういったテレビ・ラジオでの放送予定につきまして考えております。

まず、テレビでございますが、「東京インフォメーション」、これはTOKYO MXの朝の7時15分～7時20分の5分ほどの番組になりますけれども、このテレビにおきまして直前に放送をお願いしようと思っているところでございます。

また、2番目でございますが、先ほど申し上げました「東京サイト」、テレビ朝日系列のテレビ番組で、13時55分～13時59分の番組でございますが、ここにつきましても

当日もしくは直前に放送されるように手配をしているところでございます。

また、ラジオでございますが、「都民ニュース」、TBSラジオになります。朝8時47分～8時52分の5分番組になりますが、この中でも告知をしていただくように手配をしております。

続きまして、ポスター、チラシ、カードの配布になります。現在、ポスター、チラシ、カードにつきましては、印刷の契約を進めているところでございます。配布先につきましては、庁内の各局・都税事務所、区市町村消費生活センター、社会福祉協議会、警察署、関係団体の窓口等となっております。

6番目でございますが、都営バスの車内窓上ポスターの掲出でございます。これは今年度初めて試してみるものですが、8月30日火曜日から9月5日月曜日まで掲出されるものでございまして、予算の関係で小さいのですが、小滝橋営業所エリア内のバス全てに窓上のポスターを貼っていただくということを考えております。

7番目でございますが、都営地下鉄掲示板を利用したポスター・チラシによる周知ということで、8月中に、昨年同様、都営地下鉄の掲示板にこのチラシとポスターについてお願いをする予定でございます。

今年度新たに、東京都公衆浴場生活衛生同業組合が発行しております情報誌「1010」という小冊子がございまして、「せんとう」と読むのですが、こちらに広告のように載せていただけることになりましたので、これで告知をする予定でございます。

9番目、例年やっていることではございますが、競馬場の電光掲示板（エキサイティングビジョン）による周知を行う予定となっております。

本年度9月の開催分についてはこの広報を予定しております。以上となります。

○赤羽部会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

○安藤委員 司法書士会の安藤でございます。

今、広報について御説明をいただいたところですが、例えば昨年度とかに、過去の相談で何を見て来られたかみたいな情報収集はされていましてでしょうか。もしそういうのが分かれば教えていただけたらと思います。

○高村オブザーバー 東京都消費生活総合センターにおきましては、受け付けているものについて、何でこの特別相談を知ったかということをお客様には聞いておりまして、統計を取っております。

多くは広報東京都と、昔は電車のポスターを使っていたので、それが割と多かったのですが、最近、大変申し訳ございません、予算の都合でそれができなくなっておりまして、ポスター・チラシというのが少なくなっている状況ではございます。ただ、行政の窓口でカードをいただいたとか、そういった話で来ている方も数人おられます。

今年度、いわゆる移動物の窓上ポスターというのは効果があるというのを知っておりますので、都営バスで試してみようかと思っ、新たに入れたところでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

○赤羽部会長 ありがとうございます。

東京都の、この相談ではないのですけれども、最近、生活様式の変化というか、テレワークとかそういったものでラジオを聞く方が多くなって、あと、スマホのラジコで聞けるので、割といろいろな事業をラジオで聞いたという方が今までよりも多くなっている傾向がありますので、今年度もどういうルートで相談にいらして下さったか、そういったところは引き続き統計なり、傾向を分析してみたいと思います。ありがとうございます。

そのほか何が御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

昨年度以前から少々変わりました広報用のポスター・チラシの作成に当たりましては、例年、皆様方の関連団体に所属の皆様の相談窓口の電話番号をポスター・チラシの中に記載させていただいていたのですけれども、今年度は窓口の名称のみの記載とさせていただきます。そこから東京都の消費生活情報サイトのくらしWEBにQRコードで飛ぶようにしまして、その中に相談の電話番号等、詳しいところを掲載させていただくことになっております。

といいますのも、紙面がごちゃごちゃになってすごく見にくいという御意見がありまして、QRコードで飛んで、そこで見ると、タップすれば電話がかけやすいということもございましたので、今年度は紙面を少しすっきりさせまして、相談窓口は明記するのですけれども、番号についてはスマホなりなんなりで飛んでから見ていただくように変更させていただきます。と思っています。

そういったことも含めまして、ほかに何か御意見等がありましたらお願いいたします。

それでは、令和4年度、本年度の「多重債務110番」の実施につきましては、9月5日、6日の2日間、第2回を3月7日、8日の2日間で実施するという事で御賛同いただいたということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日のこの結果は、次回の東京都多重債務問題対策協議会の本会議において御報告をさせていただこうと思います。ありがとうございました。

それでは、次第3の各団体・機関からの御報告に移らせていただきます。まず、資料を御提供いただきました委員から御報告をお願いしたいと思いますが、目安ですが、それぞれ5分程度で御報告をお願いします。

初めに、日本クレジットカウンセリング協会の杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山と申します。

日頃から、当協会の業務に御支援、御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。関係機関の皆様にも、この場を借りて感謝を申し上げます。

当協会の関係ですけれども、資料7を御覧ください。令和4年3月末現在での業務実績を報告させていただきます。当協会の主な業務指標は電話相談件数とカウンセリング件数ですが、概括的に申し上げれば、いずれも減少基調で推移しているということでございます。

1ページ目の資料でございますけれども、令和元年度、2年度、3年度の3年分の月次の実績を表の形で整理しております。令和2年度は、コロナの関係で電話相談とカウンセリングを中止等をした期間がありまして、通常営業した期間は7月から12月までの6か月間でした。それで、この6か月間について時系列比較を行いました。1ページの表の表頭を黄色で網かけした部分の実績でございます。

東京センターの実績につきましては、下半分の3つの表になります。令和2年度と3年度の実績を比較しましたところ、一番右側の7～12月計の欄を御覧ください。東京センターの電話相談は642件から619件へ、23件の減少、新規カウンセリングは194件から184件へ、10件の減少、延べカウンセリングは570件から547件へ、23件の減少ということでございます。ただし、減少幅を見ると、いずれの指標も元年度から2年度にかけての減少幅よりも小さくなっておりまして、下げ止まりつつあると受け止めております。

全国ベースの実績は、上半分の3つの表になります。東京センターと同様、いずれの指標も減少しておりますが、令和2年度から3年度にかけての減少幅は、元年度から2年度にかけての減少幅より小さくなっておりまして、東京都と同様、下げ止まり感があります。

次に、2ページを御覧ください。こちらが参考資料として、令和2年度において電話相談とカウンセリングを中止等をした期間を図で整理したものでございます。新型コロナウ

ウイルス感染症の動向等を踏まえつつ、地域ごとに業務の中止などを行いました。このため、令和2年度、2020年度のカウンセリングについては実質8か月程度しか実施していなかったということをごさいますして、異常値となっております。年度単位の時系列比較を行う際には留意していただきたいと思っているものでございます。

なお、ここには記述しておりませんが、当協会では、令和3年3月8日以降は、本日に至るまで電話相談もカウンセリングも通常どおり営業してございます。したがって、3年度は通常どおり営業した結果でございます。

昨年の3月8日以降に、当協会としましては、他の相談機関の来所相談受付の動向等を踏まえまして、コロナの関係で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている場合であっても、感染対策に万全を期しながら通常どおり営業しているということでございます。

次に、3ページから5ページまでですけれども、まず、3ページ、4ページは電話相談とカウンセリングの月次の実績をグラフで示しております。5年度分のデータを載せております。3ページは全国の21拠点、4ページは東京センターの実績です。

5ページにつきましては、年度単位の実績の時系列比較のグラフです。5年度分掲げてあります。上が全国21拠点、下が東京センターでございます。先ほど申し上げたとおり、令和2年度が異常値であるということ念頭に置いて御覧いただけたらと思います。

最後、6ページをお願いします。これは当協会のパンフレットの裏表紙の写しですけれども、下半分に全国21か所の拠点の具体名が掲げてあります。これらのうち「*」がついているもの、東京センター管轄の福島相談室と新潟相談室、大阪センター管轄の岐阜、三重の相談室ですけれども、これら4相談室につきましては、令和2年4月1日以降、当面の間、新規のカウンセリングの受付を停止することとしております。字が小さくて申し訳ございませんけれども、相談室の一番下の並びの下に脚注の形で説明を入れております。これら4相談室の新規カウンセリングの受付停止措置は、業務の合理化の一環で実施しているものですが、全国ベースの電話相談、カウンセリングの件数の減少の一因にもなっているものでございます。

最後に、参考情報ですけれども、当協会の東京センターは、現在、新宿御苑駅のそばにあるのですが、これは今年の10月に移転する予定にしております。東京メトロ半蔵門線の水天宮前駅のそばのビルに移転する予定にしております。

私から以上です。

○赤羽部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、日本司法支援センター、亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。

資料7を御覧ください。1ページ、2ページは、ここ3年程度の法律相談と代理援助の毎月の数の経緯を示しております。

3枚目を御覧いただきたいと思います。法テラス東京の業務実績というページです。これを見ていただくと、8年程度の実績を挙げてあります。上のほうの欄が法律相談になります。ここで右端の令和3年度というところを御覧いただきたいと思います。多重債務が年間約1万5000件になっております。これは経年で見ると、今までに比べて大変多い数になっております。年間1万5000件だと、月で1200件ちょっと、1日に直して60件という多重債務の相談ということがこれで分かります。ということは、この数を見ても、コロナによって経済的困窮度が進んだということがもう明白であると思います。

私どもは事件内容に介入できませんので詳しいことは分かりませんが、感覚的には失業、収入減、お店の閉店などによって収入がなくなって自己破産したいという方が増えているように考えております。昔多かったギャンブルというものはほとんど影を潜めているような状況で、やはり生活の厳しさというのをこういうところから見ても実感できるところでございます。

法テラスは、収入要件に合えば、相談は無料で行っております。ここにたどり着いてくだされば何とか支援ができるのでありがたいと思っておりますので、紹介いただければと思います。ただ、生活保護の方は事件をやった場合でも免除になります。そのほかの方は、自己破産の場合、費用として約15万円を立て替えます。立て替えというのが法律になっているので、返すという前提になります。自己破産の場合、約15万円を月5000円ぐらいの分割でお返しいただくことになっております。この分割の返還も、少しずつ滞納率が増えているのかなという感じもしているところでもあります。というのが、現在の法テラスの年間の状況ということになっております。

ただ、これを見ていただくと、代理援助については逆に若干減ってきているのですね。7500件でありますから、前は8000件という自己破産の受任をしていますが、減っています。

なぜかと申しますと、今は電話法律相談がかなり増えているのです。東京の場合、全体の相談のうちの40%が電話相談でやっています。多重債務の場合、事件を受けるという

ことになると面談を何回かやらなければいけないので、なかなか面談相談ができないというところで遅れ遅れになってきているというような実情があると判断をしております。

以上です。

○赤羽部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、オブザーバーで御参加いただいております日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター、森センター長、お願いいたします。

○森オブザーバー 日本貸金業協会の森でございます。よろしく申し上げます。

資料9になります。多重債務発生防止への取組について御報告をいたします。

まず、2ページの取組の概要を御覧ください。資金需要者からの問合せをお客様の声として多重債務の防止と未然防止の対策に反映して、1～7の取組を行ってまいりました。

続いて、3ページ、総受付件数です。今までメール相談については、聴覚障害者のみの対応をしておりましたが、昨年度より一般相談も5月から開始しまして、コロナ禍の中、相談機会の拡充になったと考えております。

続いて、4ページ、相談受付状況です。前年度と比較して2,125件の増加となっております。その内訳は、一般相談が80件減少、多重債務関連は568件の増加となっております。

多重債務問題については、私どもの貸付自粛制度の本人・本人以外の相談が増加しておりますが、ギャンブル依存などに関する関係団体や行政機関への周知活動の効果により増加したと考えております。返済困難については174件増加しておりますが、特にギャンブル、買い物等の浪費を理由とするものが若干増加しております。

続きまして、5ページ、ヤミ金融・違法業者について、令和2年と比較しまして44件減少しておりますが、接触媒体については令和2年と同様に、自らネットにて検索する割合が最も多くなっているという状況でございます。対応については、記載の対応を実施しているところでございます。

続きまして、6ページになりますが、多重債務問題の一環として、当協会開設以来取り組んでおります生活再建支援カウンセリングでございます。特徴としては、家族からの相談を受けているというところになります。令和3年度については、相談者60人に対して257回のカウンセリングを実施しております。相談の原因については、ギャンブル、遊興費・飲食費・交際費が上位となっているところです。

相談者からのアンケートもつけておりますが、改善したとの言葉もいただいております

ので、一定の多重債務再発防止の効果があったと考えております。

続きまして、7ページ、新型コロナウイルスの関連相談でございます。令和3年については305件で、1月から若干増加傾向となっております。内訳としましては、返済困難が約62%。コロナ特則に沿った適切な対応を実施しております、相談から苦情に移行するという事案は発生しておりません。事例については記載のとおりでございますので、後ほど御覧ください。

続きまして、8ページ、協会設立当初から多重債務問題の解決の一環として行っております貸付自粛制度でございます。令和2年と比較して403件増加しております。新型コロナウイルス感染症の長期化が影響し、収入が減少したため、登録から撤回を申し出るという申告者が若干増加傾向にあります。

9ページから10ページに関しては、貸付自粛制度のWeb申告の受付状況でございます。令和2年度からWebの受付を開始して、令和3年度においては約66%がWebの申告となっております。

続きまして、11ページは貸付自粛制度申告の状況でございます。②の登録の目的としては、ギャンブルがやめられない、及び遊興費を使い過ぎてしまうというものが約69%を占めております。③はギャンブルの種類を記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

12ページは、貸付自粛を撤回する理由について記載してございます。特に⑤の表でございますが、撤回時に登録の目的が改善したかどうかというヒアリングを実施しております。8割ぐらいの方が貸付自粛制度が何らかのきっかけになったというふうにヒアリングをいただいておりますので、カウンセリング同様、多重債務防止の一定の効果があったと考えております。

13ページについては、貸付自粛制度の周知状況でございます。記載の関係機関と連携を深めており、相談及び貸付自粛登録の撤回の増加につながっているところでございます。本年度にしましては、特にギャンブル依存症の医療機関を中心とした周知活動をさらに推進していきたいと考えております。

今後も情報収集、分析、情報提供、周知活動に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○赤羽部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、財務省関東財務局東京財務事務所の池田課長様、お願いいたします。

○池田オブザーバー 東京財務事務所理財第四課長の池田と申します。当局の人事異動がございまして、今週4日に着任したばかりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当課の業務につきましては、2つ以上の都道府県に店舗・営業所を備えます貸金業者の監督業務のほかに、多重債務相談の業務も行ってございまして、多重債務相談の業務につきましては2名の相談員が常駐し、対応しております。

私どもの相談業務では、時間制限は特になく、本人以外の御家族の方などからの相談も承っているところでございます。相談者の意向を尊重しながら問題点を整理いたしまして、必要な情報を関係機関に提供させていただいております。

具体的な例を申し上げますと、相談者が相談窓口へ直接御来所いただいたときには、その相談内容をお聞きいたしまして、それを書面で作成いたしまして、相談者に対して、例えば法テラスさんとか弁護士会さんが行われておられます無料の法律相談の際にその書面を持って行っていただきまして、無料相談が可能なかぎり1日でしっかりちゃんと受けられるような取組をできるように工夫をしているところでございます。

また、相談者からお話を伺う時間は制限なしと申し上げたところですが、直接相談窓口へ御来所いただいた方のケースは、2時間以上いらっしゃる方が相談者のうちの9割を占めているといったところでございます。

その相談者に対しましては、法律相談窓口を御案内していますほか、多重債務問題の根本的な解決のために、その方の実情に応じまして生活困窮者自立支援相談窓口とか、社会福祉協議会さん、日本クレジットカウンセリング協会さんなど、専門的な相談機関を紹介させていただいております。また、それらの専門的な相談機関から私どもの相談窓口を紹介いただき、逆に御相談に見えられるといった方もいらっしゃいます。

本日、資料10でお配りさせていただいておりますが、こういったリーフレットを作成しております。このリーフレットの御紹介をいたしますと、警視庁の管内の警察署さんのほうにこのリーフレットを置かせていただいております。このリーフレットを見たということで相談にいらっしゃる方もおられまして、本日、資料10につけさせていただいておりますが、このリーフレットを御紹介させていただいたところでございます。

また、最近では、東京都福祉保健局地域福祉課さんを通じまして、自立相談支援業務を実施しています都内の窓口へ、私どものリーフレットを配布させていただいたところでござ

ざいます。

私どもといたしましては、本日のこの席の皆様との連携をさらにいろいろと深めさせていただくことによりまして、借金で苦しんでいらっしゃる方々がその原因となった問題について支援ができればと思っております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○赤羽部会長 ありがとうございます。

本来でございましたら、ここで東京都福祉保健局のほうから、多重債務者生活再生事業というものを東京都でやっておりまして、その御説明をさせていただく予定でございましたが、今御説明がありました生活福祉部地域福祉課の八木委員が急遽欠席ということになってしまいましたので、資料11としておつけしてございますので、後ほど御覧いただき、もし何か御質問等がありましたら、事務局にお寄せいただければ、事務局から八木委員のほうに確認をいたしまして、皆様に展開するようにしたいと思いますので、もし御意見、御質問がありましたら、どうぞお寄せいただければと思います。

今まで、クレジットカウンセリング協会様や法テラスの皆様、また貸金業協会、財務省関東財務局のお取組をいろいろお聞きして、それぞれいろいろな機関が連携して多重債務者の救済、また問題解決につながっているのだなとすごく感じて、この協議会の意義というものが改めて認識できたと思います。

今までまだ御発言いただけていない委員の皆様、オブザーバーの皆様で、御意見、御質問、また御報告等がございましたらお願いしたいと思うのですけれども、順番にお願いしてよろしいでしょうか。

まず、東京弁護士会の宮村委員、いかがでしょうか。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村でございます。

コロナの問題が発生して多重債務相談が増えたというのが、個人的にそこまですごく増えたという感じが今までなかったのですけれども、最近になって多少増えてきたなという気はしてまして、コロナの緊急貸付の償還猶予期限が来ているというか、そういうのが影響があるのかなという気はしております。

あと、個人事業主の方とかは、持続化給付金とか、そういった関係の給付金があるうちは、相談にはいらっしゃるけれども、直ちに破産するという感じではなかったのですけれども、そういうのがなくなって、売上の的にはコロナの期間よりは多少よくはなっているけれども、全体としては経営的には大変という人は増えているなど感じております。

以上です。

○赤羽部会長 ありがとうございます。

続きまして、第一東京弁護士会の釜谷様、お願いいたします。

○釜谷委員 今、宮村委員がおっしゃったように、コロナの関係で特に最近すごく多重債務の相談が増えているなという実感はまだないところではあるのですが、先ほどどなたかの御報告の中であった、コロナで減収等があるために副業などを求めての情報商材の購入といった形で、それが詐欺的な商法で、それを購入するために消費者金融やクレジットで購入をして、それが多額になって多重債務に陥るといの方は相談としてよく聞くところです。

先日の相談でもあったのですが、70歳代の年金生活、あとシルバーで働いている、月収が9万円ぐらいの方がたまたま見てしまった占いサイトに入って、生活の不安から次々と勧誘される占いの情報を求めて、2～3か月の間で200万ぐらいのポイントを購入していた。自分の中では幾ら買っているか分からなかったのですが、最終的には200万円ぐらいに膨れ上がっていて、それを苦に自殺未遂を図って、それを知った息子さんがまず相談に来られて、御本人も相談に来られて、破産の方向で今進めているところです。

こういったコロナ禍の生活の不安な状況の中で、SNSやサイトで、自分の中だけでどんどん悪い方向に進んでしまって、向こうは大体詐欺のことが多いのですが、それが銀行のカードローンでも借りていて、それがまた100万円とか、先ほど借入先がカードローンが多いというところもあったと思うのですが、70歳の方にカードローンで100万円も貸してしまうのはいかがなものかというところもあるのですが、実際、そういった方が増えてきているなど感じています。

多重債務の中で借入額がそれなりの金額になると、生活再建のために弁護士としては破産を勧めることが多いのですが、諸事情によって任意整理を決断される方もそれなりにいらっしゃる場所ではあるのですが、東京三会の統一基準で元金和解の分割返済というのを基本的には勧めているのですが、弁護士が交渉すると、消費者金融のほうで元金和解というのはなかなか応じてもらえず、任意整理の交渉の難しさを最近はすごく感じています。

今、日本クレジットカウンセリング協会さんが来られているのですが、そちらでは弁護士費用がなく任意整理の交渉をしていただけたというところもありまして、賛助会員等の関係でサラ金業者さんとかともスムーズに交渉ができていますので、弁護士

費用が必要ないというところで御本人の負担が少ないというところもありますので、そことの連携も図っていくことが重要なのではないかと考えております。

以上です。

○赤羽部会長 ありがとうございます。

続きまして、東京司法書士会の安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 今のお話に関連することで、司法書士も債務整理をやる中で、任意整理の難しさ、いわゆる統一基準ということで、受任してから和解の提案をするまでの経過利息などは乗せない形で提案をしようとするけれども、10年ぐらい前だとそれで和解が可能だったものが、徐々に、それでは駄目だ、今日まで利息をびっちりつけてくれということを言われることが件数としては非常に多くなってきて、そのことによって任意整理がそもそも難しくなっていくみたいなのはよく聞かれます。

あと、かつて多重債務に至るプロセスというのは、ちょっと借りて返すお金で、また借りてというので、だんだん雪だるまのように大きくなっていくというのがよくあったと思うのですが、今、お話があったように、検索をして、一人でも何とかしなきゃで、突然どこかに行く。検索すればもしかしたら相談窓口とかも出てくるかも分からないけれども、情報商材とか一発逆転を狙うような方向に行ってしまう。

例えばヤミ金なんかも、かつてのヤミ金相談というのは、自己破産をしたことがあるから、債務整理をしたことがあるから、いわゆるブラックの状態なので大手のサラ金さんから借りられないのでヤミ金に手を出したというストーリーが多かったのですが、最近のヤミ金の相談で、言い方はおかしいですが、普通のところの借入れはあるのですかという、使ったことがないという人がいるのですね。検索して、SNSとかTwitterとかでいきなりヤミ金融に行ってしまうのですね。

若い方なんかだと、検索していきなり危ないところに行ってしまうというのが、司法書士会の相談の傾向として顕著に増加していると言えないのですが、たまにそういう方を見かけるようになってきたなという、あくまで個人的な体感です。これをどうしたらいいのか。若い方が検索をしてやばいところに行ってしまうというのは、広報なのかなと考えるながら、どうやってリーチをしたらいいのかというのは日々考えておるところです。

まとまりがなくなってきました。以上です。

○赤羽部会長 ありがとうございます。

続きまして、八王子市の橋本委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○橋本委員 八王子市の橋本でございます。

事前に資料を御用意できなかつたものですから、口頭で少しお話をさせていただきます。

まず、八王子市消費生活センターに寄せられた消費生活相談の件数ですが、令和2年度は全体で4,827件ございました。それが令和3年度になりますと、4,436件ということで、8.1%の減でございました。

この分析ですけれども、先日6月27日に日銀が発表しました資金循環統計で個人金融資産が、2022年3月末、年度末としては初めて2000兆円を超えたということで、前年度比の2.4%増の2005兆円という大きな、ちょっと実感はないのですけれども、金融資産が伸びているという報道が出ておりました。

原因の一つとしては、コロナ禍で家計の消費が慎重になったという分析が出ておりました。そんなことから、財布のひもが固くなったということから消費のほうが少し慎重になった分、相談件数も少し減ったという分析をしております。

一方、多重債務相談は、令和2年度は70件だったのが、3年度におきましては83件、18.6%増となっております。年代別に見ますと、20代が12件、30代が12件、40代が13件、50代が18件、60代が11件、70代が12件、80代が1件、無回答4件の83件。20代から70代までは満遍なくございました。

相談内容は多様でございまして、コロナの影響による退職により仕事が不安定で多重債務状態になったということや、マンションローンが高額で支払いが負担になってきた。あるいは、ギャンブルによる借入れ困難ということで、本当に多様でありました。

参考までに、成年年齢引下げの関連で、令和4年4月からということですが、4月、5月の18歳、19歳の消費生活相談件数が特段多くなったという実感はございません。4月、5月で19件の相談があったということでございます。

時期的なこともあるのだと思いますが、不動産契約、あるいは公共料金契約、美容の製品に関すること、あるいは若い方ですからチケット購入に関すること、そんなところが主な相談でございました。

雑駁ですけれども、報告は以上となります。

○赤羽部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、瑞穂町の長谷部委員、いかがでしょうか。

○長谷部委員 状況ということもないのですけれども、瑞穂町のほうでは相談が火曜日と金曜日のみ実施ということで日数も少ないのですけれども、その分、西多摩地域の広域連

携の協定を結んでおりまして、青梅市、羽村市、福生市等の相談窓口を紹介して、当町が休みのときはそっちに相談できるみたいな、お互いに相談できるという体制で、カバーしてやっているところです。

町のほうで受けているのは年間100件程度でございまして、高齢者、若者、ともにインターネットのトラブルとか契約の関係が非常に多いのですけれども、多重債務の関係につきましてはあまり相談が寄せられていないような状況でございます。

ただ、町全体的には、低所得者、生活保護受給者も率としては割と多いということと、相談に来られる方で判断能力も低い方もいらっしゃいますので、その辺は福祉課と連携を取ったりしているのですけれども、今日いろいろな情報をいただきましたので、今日いらっしゃる皆さんの相談機関とか、こういった情報を活用しながら、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

先ほど、司法書士会の安藤委員のほうで、困ったら若い人がインターネットで必死に検索して出口を探すというのは、それはすごくよく分かるなというところで、その辺も少し気をつけながらということで、大変勉強になりました。ありがとうございました。

○赤羽部会長 ありがとうございます。

それでは、オブザーバーで御参加いただいております足立区消費者センターの町田所長、何かありましたらお願いいたします。

○町田オブザーバー 足立区消費者センターの町田です。

足立区消費者センターで昨年受け付けしました相談は、当初、4月、5月頃はワクチンの接種予約方法が分からないとか、予約電話が繋がらないというワクチン関係の連絡が春先はかなり多かったのですけれども、全体としては、令和2年に引き続いて、コロナウイルス感染症に関係する商品や契約の相談とか、在宅時間の増加やスマホの普及なんかによりましてインターネット関連の契約トラブルの相談が継続的にありましたが、全体的には前年度からは93件減少しまして、昨年度は5,386件の相談を足立区では受けました。そのうち、多重債務に関する相談は91件で、前年は85件でしたので6件の増となっております。

区に寄せられる多重債務の相談は、平成19年度の624件をピークにその後は減少しております。平成27年度に相談件数が100件を切ってからは、100件を超えない状況が続いております。

相談者の年代内訳としましては、判明しているものでは50代の方が昨年度は一番多か

ったです。続いて、20歳代、40歳代と続いておりました。

また、相談者の債務額につきましては、判明しているものと、一番多かった債務額は100万円以上200万円未満が16件、次が10万円以上50万円未満の11件という形で続いております。

多重債務に関する相談につきましては、債務整理等の専門的な相談が多いということで、相談内容に合わせて相談員のほうから、本日御出席の団体様への御相談を御案内させていただきます。皆様にはいつも御協力いただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

足立区からの報告は以上になります。

○赤羽部会長 どうもありがとうございました。

皆様、貴重な御報告を本当にありがとうございます。インターネットの検索は、一度検索すると、それに類する情報がどんどん出てきて、それがいい悪い関係なく出てくるので、かなり危険な状況にもあるのかなというのは、我々もいろいろ相談を受けていて感じるところでございます。

今、皆様方からいろいろ御報告いただいた中で、御質問とか、それに関連する情報とか、何か御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

1件、本日御欠席の全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の海老名委員より、取組の状況について文章をいただいておりますので、高村専門課長より御報告をさせていただきます。

○高村オブザーバー 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の海老名様のほうからいただきました文章について紹介させていただきます。

本年、令和4年につきましては、2月から毎月第1日曜日に対面による相談会を実施しているということでございますが、毎月、それ以外に電話での相談も入っているとのことでした。

主な相談内容は、クレジットカードの返済が厳しいというもので、カード会社に返済期日や金額などの条件の変更をいただくようお願いするというような対応が多いということでした。また、住宅ローン返済や税金等の差押えによる相談も入ってきているという状況だというふうに文章をいただいております。御報告いたします。

以上でございます。

○赤羽部会長 ありがとうございました。

それでは、特に御意見、御質問がないようでしたら、次の会議次第4、その他になりますけれども、何か皆様方のほうから御報告等がありましたらお願いいたします。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 司法書士会の安藤です。

検索に関連して考えていることですが、例えばT w i t t e rとか、ユーチューブとかもそうですけれども、ワクチンとかについて発信したりすると、医学的な見地に基づいた情報を探してくださいみたいなメッセージが出たり、危険な情報に近づかないようにプラットフォームを運営している会社がメッセージを出すみたいなことは、取組として実例があると思うのですが、ヤミ金融とか、おかしな詐欺とかは、個人間融資とか、情報商材とか、そういうワードでかなりやっているアカウントは分かりやすいのですが、通報の中で、通報がスパムとか攻撃的な内容という類型の中に違法行為という項目がないのです。文字が入力できないで選択式なので、これは違法行為だということが通報できないのです。

そういう仕組みづくりというのは現場の個々人ではどうにもならない部分があって、せっかくこういういろいろな立場の方が集まる場があるので、大体T w i t t e rで釣ってL I N Eのアカウントに引きずり込むという手口なので、SNSを運営するような大きい会社に対してそういう問題意識を伝えるような動きができればいいなと。まだ考えているだけで、司法書士会も行動できていないのですが、そういう問題意識がございます。何か連携できたらと思っております。

以上です。

○赤羽部会長 貴重なお話をありがとうございます。

そういう一つの団体の働きが難しいところは、例えば連合体であるこの会議の本体なりなんなりから、そういうようなものも方法としてはあるかなと思いますので、それは東京都としてもいろいろ研究をさせていただこうと思います。また、皆様方ももし何かそういうので、こういう方法があるよというのがありましたら、事務局までお寄せいただければありがたいと思っております。せっかくの協議会ですから有効に機能させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

福祉保健局、お願いいたします。

○向山オブザーバー 今の安藤委員の御発言を受けまして、まだちょっと着手もしていな

かったので今日は資料を持ってきていないのですけれども、今年度、私どもで検索連動型広告の効果的な運用に関する調査研究というのをやることにしております。

なぜかと申しますと、自殺対策で非常に私ども課題と捉えておりますのが、助けてと言ってくれない人をどうやって支援につなぐかということでございます。

自殺に関しては、その要因が69項目あると言われておりまして、その中には当然多重債務といったものも含まれてくるのですが、そういう自殺の要因となり得る課題を抱えていらっしゃる方がどういうワードを検索していらっしゃるかというのをまず明らかにします。

その上で、どういう投げかけをすれば助けてと言ってくれるか、つまり、相談窓口にアクセスしようとするかというのを明らかにすることにしておりまして、補正予算でついたもので、まだ契約もできていない状況ですけれども、今年度中にその結果を明らかにすることにしております。

そうしますと、各団体様にもお使いいただける、課題に応じてこういうワードが有効的で、こういう呼びかけが有効的ですよというのがお示しできると思いますので、結果はまた共有させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○赤羽部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今年度中に調査結果を、みんなで期待しておりますので事務局を通してでも情報提供いただけたら大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、会議の場でなくても構いませんので、日常的なところでもし何か問題点とか、御提案がありましたら、事務局までお寄せいただければ大変ありがたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議事は終了いたしますが、全体を通して、会議の運営等も含めまして、何か御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から御連絡事項がございますのでお願いいたします。

○高村オブザーバー それでは、次回、第2回の相談部会の日程についてお知らせいたします。

例年1月に実施しておりますが、今年度も例年どおり貸金業部会との合同開催を予定し

ております。

次回の部会の開催につきましては、後日改めて委員の皆様にご都合を伺い、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○赤羽部会長 それでは、これもちまして本日の相談部会を終了いたします。本日は本当に有意義なお話をいただきましてありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

皆様、お帰りはどうぞ気をつけてお帰りください。

午前 11 時 17 分閉会